石川　何しろ１０年も前のことなので、思い出せない。

近藤　逐一検討、審議したとは云えないのでないか。

石川　そうは云えない。専門分野についてはベテランぞろいだから、３時間程度でも、ズサンとは云えない。

近藤　具体的に、証人が属していたＡ部会報告には、どういう質問があったのか。

石川　内容は記憶していないが、部会報告をまとめる前に安全審査委員会で中間報告をやり、問題点の検討をやっている。

近藤　それは部会報告のどれぐらい前か。

石川　数か月前。

近藤　部会報告と最終的な安全審査会報告との間は、どれぐらいあったのか。

石川　１～２か月ぐらいだったと思う。

近藤　被告が証拠に提出している資料によると、部会報告は２月１５日に出て、安全審査会の報告は、同月の２３日に出ていることになっている。その間は１週間程度であり、１～２か月という証言とは、ずいぶん違っているではないか。

石川　いや、それは・・・。

近藤　今日はこれで終るが、裁判長にお願いしておきたい。時間がない、というが、広野さんの尋問に、あれこれ難癖をつけたことで、時間を空費したという教訓を、今後に生かしてほしい。

こうして、４時間半におよんだ第１回反対尋問は終り、次々回公判の日取りの相談に入った。原告側は、次回が１０月２日であることと、１１～１２月はミカンの出荷時期であることをあげて、１月以降を要望した。これに対して國側は、「反対尋問は主尋問の時間のせいぜい倍程度ということになっている」と、打ち切りを迫り、裁判長も年内にもう１回入れようとしたが、結局、原告の希望どおりに、１月２２日（金）午前１０時から終日ということを決め、閉廷。

反対尋問に備えて苦闘している原告らのために、助言や、お気付きのことがありましたら、下記のどちらかにお知らせ下さい。

広野房一；TEL 0894－39－1182
〒796－04愛媛県西宇和郡伊方町九町
久米三四郎；TEL 0773－55－0648
〒0623－11 綾部市睦寄町草壁24

会計報告（'92.6/1～6/30）

収入	
会費	６、０００
ニュース講読料	８３、０００
コピー代	６、８２０
計	９５、８２０
支出	
ニュース印刷代	２５、０００
郵送料	１１、２７６
振替手数料	６４０
資料費	４、８００
２号炉公判支援費	３０、０００
ゼロックス・リース料	１０、３００
計	８２、０１６
差引	１３、８０４
積立金合計	２、３１９、３７０

伊方訴訟ニュース

第 227 号
1992年 7 月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

２号炉第36回公判

住民の心からの問い掛けを
國側が躍起になって妨害

６月１９日、傍聴券入手の行列には、今回も四国電力はじめ各地の電力関係者らしい人たちが大勢並び、傍聴席も半ば以上を占め、住民が展開する「反対尋問」への関心の深さを示していた。

定刻の午後１時半に開廷。國側が前回の石川証人の証言調書の訂正箇所を求めたのち、住民側からの同証人に対する反対尋問に移りまず広野さんが原告席から問い掛けた。その内容は、伊方原発の誘致、建設のために、四国電力、町、県、国が一体となって進めてきた住民対策が、「原発安全神話」に基づいた住民無視のでたらめなものであったかを、石川証人に教え、その意見を聞くためのものであった。

しかし、伊方周辺の住民の長年の思いを代表した広野さんの問い掛けは、以下のように國側の執拗な異議申し立てによる妨害のために、石川証人からのまともな返答を得られなままに終った。

広野　私は伊方町に生まれ、大正１５年に尋常小学校高等科を卒業してから今日まで農業を営んでいます。伊方発電所の原子炉炉心から約６００メートルの同原発敷地境界に隣接して私の農地（ミカン園）があります。

四国電力は、１号炉設置のために、土地完全確保が絶対条件であるとして、伊方町職員などを介して、その農地を売り渡すよう要請してきましたが、現在まで、絶対売買に応じておりません。

国側　原告の意見はやめて証人に対する質問をやってほしい。

原告側　これからの質問の背景を証人に知ってもらうために必要だから聞いてほしい。

國側　それでは簡潔に。

広野　甲３５号証－１を見て下さい。これは１号炉誘致の時に「原発先進地」を見学してきた地主の人たちの談話をのせた新聞記事で、「原発公害はゼロなり」とありますが、これについてのお考えを聞かせて下さい。

國側　反対尋問は主尋問の内容に関係する範囲でやることになっているので、それを守ってほしい。

原告側　原発の安全性のことで主尋問と大いに関係ある。

裁判長　ここにある意見は誰が云うたのか分からない。

広野　誰と書いてなくても新聞にのったも

のです。

國側　この記事と証人の関わりはない。

原告側　私たちは本件２号炉の許可処分の手続きの誤りについても主張しており、この証拠もそれと関係している。

裁判長　それは分かるが、この証人との関わりを問題にしている。

原告側　証人との関係とは何か。

裁判長　証人の学識経験の範囲。

原告側　前回の証言を聞いていると、ずいぶん広い範囲のことまで証言しており、証人の経験範囲とはどこまでか分からないので尋ねている。この裁判は本人訴訟で、原告もいろいろな職業についており、広野さんが農業者としての不安を証人に尋ねるのは当然で、被告席で笑って聞いている人たちとは生活基盤が違う。

原告側　尋問ごとに、証拠と証人の関連をいちいち問題にするのはどういうことか。

裁判長　（証人に対して）その証拠をちょっと読んで下さい。

國側　本人訴訟だからといっても、反対尋問のルールに沿ってやることについては変りない。

石川　この新聞は入手しておらず、今はじめて読んだ。

広野　新聞について知らなくとも感想は云えるでしょう。

石川　裁判長、証人は感想を云わねばならないのでしょうか。

原告側　証人は主尋問でも、「思う」とよく云っているではないか。

広野　真剣にあなたの意見を求めている。

石川　感想を云うてもいいのでしょうか。

原告側　証人がどうして、いちいちお伺いをたてるのか。

國側　証人が経験していないことについて意見を云う必要はない。

裁判長　被告の異議は理由があるので質問を変えて下さい。

原告側　どうしてこの裁判を始めたかということを尋ねているのだから答えてほしい。

原告側　裁判長から証人に尋ねてほしい。

裁判長　すでに被告の異議を認めた。

原告側　けっして一般的な意見を求めているのではない。

裁判長　次の質問をやって下さい。

広野　甲３５号証－２を見て下さい。これは、四国電力の強引な土地入手のために、ある地主の奥さんが自殺に追い込まれたことについての新聞記事ですが、こういうやり方についてどう思いますか。

國側　裁判長、異議あります。この尋問も反対尋問の範囲を越えている。

原告側　この質問も、安全審査に至る手続きについて証人の知見を尋ねている。

裁判長　（証人に対して）読んで下さい。

石川　この記事も全く知りません。

広野　原子力についての大事な原則を知っているか。

石川　自由、民主、公開の三原則です。

広野　伊方原発の設置が、いかにその原則を踏みにじってやられたかを尋ねている。

石川　この原則は原子力開発の原則で、安全審査とは直接関係がないと思う。

広野　「公開」とあるではないか。

石川　それは研究成果の公開ということ。

広野　甲３５号証－３を見てほしい。この新聞記事には、四国電力が住民の意志を無視して工事を進めたり、「反対はごく一部だから、一々公表しない」などと云ってきたことがのせられているが、こうしたやり方については、どう考えるか。

石川　この記事も知らない。

広野　それでは甲３５号証－４を見て下さい。これは伊方１号炉裁判の松山地裁での判決の一部ですが、ここには「原子炉を設置するに当たっては、その安全性に関する資料をできる限り公開し、公聴会を開催したうえ、憲法、地方自治法等の定めるところに従って、住民の意見を集約することが望ましい。しかし、そうすべき機関が、十分その機能をはたしていたかについて疑問なしとしない」とはっきり書かれているでしょう。

國側　判決についての感想を聞くことはやめてほしい。

広野　１号炉の判決については知っているでしょう。

石川　知りません。

広野　安全審査の原点でしょう。

石川　判決の一部について意見をいうことはできないので、全文を読んでからにしてほしい。

広野　それでは甲３５号証－５を。これは「カネまいて住民納得させるのは四電が間違っている」という当時の鯨岡環境庁長官の談話ですが、これについての意見は？

裁判長　この記事は知っていますか。

石川　知りません。

広野　知らなくとも意見は云えるのでは。

裁判長　とくに意見があれば。

石川　電力会社がＰＲすることは当然だと思う。ただ、その内容については不適切なところもあるが、それについての意見は差し控えたい。

広野　あなたの本心を云ってほしい。

國側　証人が直接経験しことでないから答える必要はない。

原告側　国を代表している環境庁長官の発言だから、当然答える義務がある。

裁判長　この質問は、この証人に適切でないから変えるように。

原告側　電力会社がＰＲすることについては同意しながら、具合の悪いことについては答えないのはおかしい。原告の問いに対して、いちいち適切であるかないか、また原告の質問の狙いは何か、を問題にするのではやっていけない。

裁判長　主尋問の範囲を越えているから。

原告側　証人は、専門外の温排水のことまで証言しているので、原発建設のプロセスについての見解も尋ねているのだ。

裁判長　原告が、証人の能力や人となりを尋ねたいという気持ちは分かるが、それも主尋問の範囲でやってほしい。

原告側　私たちは、自分できちんと筋を立てて話すことができないから、いらいらしている。裁判長は、質問を切るのではなく、「それは、こういうことか」と問題点を引き出してほしい。

裁判長　主尋問で証人が述べたことの確認が先決ではないのか。

原告側　私たちの戸惑いを理解してほしい。相手は横綱なのだから。

裁判長　それはよく分かるが、主尋問の範囲でやれるのではないか。

原告側　それは、あくまで国側で描いた範囲であり、幅を持たしてほしい。

広野　証人は、私が示した証拠については今日の段階では何も知らないので云えないと

いうことのようだが、最後に甲３５号証－６を見てほしい。これは、県と町が違法に土地を転用して四電に売った、という記事だが。

石川　こんな記事も見たことはない。

広野　こういうやり方で伊方原発が許可されていったということについての意見は？

國側　証人が直接経験しなかったことについての尋問は不適切である。

広野　私は、質問を封じるようなやり方は絶対許せない。

原告側　こんごの尋問でも明らかになるが証人は主尋問で、経験していないことまで証言しているではないか。

原告側　ここで聞けないというのなら、じゃあ、どこで、誰に聞けばいいのか。

裁判長　ルールに沿ってやってほしい。

原告側　私らが、国の証人に聞けば、国の意見が分かる、と思うのは当然でないか。

裁判長　それはいいけれども、考え方一般を聞くのは駄目だといっているのだ。

原告側　一般的ではない。ちゃんと証拠をあげて聞いている。

原告側　主尋問の云葉の範囲ではやれないし、あげている証拠も間違っていない。

裁判長　本人訴訟だから民事訴訟法を読んでやってほしい。

原告側　専門的なことについても努力してきている。

裁判長　訴訟のルールも書いてある。

原告　ルールを狭く解釈しているように思う。

裁判長　これまでの４年間、ルールを越えていると思われる部分も辛抱してきたが、今回は限度以上だ。

原告側　ぜひ幅を持たせてほしい。

裁判長　幅は持たせているが限度を越えている。

原告側　それなら、裁判長は、原告に対してだけでなく、前回、証人にも、「適切かどうか」を、どうして尋ねなかったのか、と思う。

裁判長　ここで休憩を取り、次の原告の尋問に入る。

このように、広野さんの問い掛けは不発に終ったが、広野さんを支えた原告の皆さんの協力ぶりは見事で、年老いた農夫の発言を躍起になって妨害した国側、および、興奮して傍聴人のひとりを退席させた裁判長の姿を浮き彫りにした。

休憩後は、近藤さんが立って、石川証人の経歴を中心に、矢継ぎ早に追及した。その主な点を以下に再録しておく。

近藤　証人は「原子炉安全基準部会」に属しているというが、どういうことをやっているのか？

石川　原子炉の設計と安全評価に関連した基準、指針作りをやっている。

近藤　どうしてまた、そんなことを。

石川　より良く、より安全にするため。

近藤　新たに作るのか。

石川　全面変更でなく、改訂はする。

近藤　どういう立場で関与しているのか。

石川　学識経験者として。

近藤　誰が、どのような基準で選ぶのか。

石川　辞令は科学技術庁長官だが、基準については、よく知らない。

近藤　日本原子力研究所（原研）にいたというが、政府の影響を受けないか。

石川　予算はほとんど政府からなので、影響を受けるとも受けないとも云えない。

近藤　通産省技術顧問にはいつから。

石川　昭和５３年初めから。

近藤　どういう職務か。

石川　原子力委員会から原子力安全委員会が分離してから、発電用原子炉の安全審査をやることになった通産省の顧問。

近藤　報酬は？

石川　少ないが、もらっている。

近藤　原子炉安全専門審査会に調査委員として参加したというが、どういう職務か。

石川　安全審査委員と同じことをやる。

近藤　区別はないのか。

石川　法的には知らないが、実質的にはない。

近藤　調査委員は誰が、どんな基準で選ぶのか。

石川　原子力局長だと思う。基準の有無は知らないが、学会活動の中などから必然的に選ばれるのでないか。

近藤　調査委員や審査委員に、原子力発電について疑問を持ったり、反対する人はいるのか。

石川　そのことについては、聞いたことはない。

近藤　ところで、原子力委員会が分裂したことについては、さっき証人も云ったが、その経過は？

石川　二審制度、つまり、安全について再審査することになった。

近藤　その理由は？

石川　「むつ」の教訓から、原発の工事認可に一貫性を持たせるため、と思う。

近藤　甲３５号証－７にあるように、原子力の開発と安全とを分離することではなかったのか。

石川　そのとおりなので、さきの回答に追加してほしい。

近藤　ちょうど本件２号炉の安全審査の途中だったと思うが、そのことを知っていたのではないか。

石川　知っていたと思う。

近藤　安全委員会を作るという提言の中には、さっき広野さんが尋ねた公聴会も提言していたが、考慮したのか。

石川　世間の流れだといって、安全審査中に変更することはしない。

近藤　「むつ」の教訓についての答申の中には、安全審査体制の抜本的変更も含まれていたではないか。

石川　安全審査は専門分野のことだけで、判断は原子力委員会でやっていた。

近藤　安全審査会は答申を無視したということか。

石川　答申は審査会あてのものでなかったから。

近藤　調査委員としての証人は、安全審査の部会が終ったあとも、関与したのか。

石川　原子力委員会に答申するまで関与した。

近藤　審査会での審議の方法は？

石川　各部会からの報告に基づいてやる。

近藤　人数や回数は？

石川　審査委員と調査委員が、それぞれ３０名ぐらいで、１～２回だが、相当長時間かけて審議する。

近藤　実際の審議時間は短いのでは？

石川　問題が出た場合は延びる。

近藤　本件の場合の審議の内容は？